

登別市交通安全対策会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、登別市交通安全条例（平成11年条例第21号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定により設置する登別市交通安全対策会議（以下「対策会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 対策会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 登別市交通安全計画を作成し、及びその実施に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市の区域における交通安全に関する総合的な施策の企画に関して審議し、及びその施策の実施を推進すること。

(組織)

第3条 条例第16条第5項の規定により委嘱又は任命する対策会議の委員は、別表に掲げる者とする。

(対策会議の運営)

第4条 対策会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 対策会議の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 対策会議の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長が必要と認めるときは、対策会議の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第5条 対策会議の事務局は、市民生活部市民サービスグループに置く。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、対策会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

国土交通省北海道開発局室蘭開発建設部の職員
北海道胆振総合振興局保健環境部環境生活課の職員
北海道胆振総合振興局建設管理部室蘭建設管理部の職員
北海道警察札幌方面室蘭警察署の警察官
登別市市民生活部長
登別市都市整備部長
登別市教育長
登別市消防長
登別市交通安全協会会長又はその指名する者
登別市交通安全指導員会会長又はその指名する者
登別市連合町内会会長又はその指名する者
登別市老人クラブ連合会会長又はその指名する者
登別市社会福祉協議会会長又はその指名する者
登別市商工会議所会頭又はその指名する者
登別市私立幼稚園協会会長又はその指名する者